



人事行政の運営などの状況を公表します

「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の概要をお知らせします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214

任免の状況（令和3年度）

新規採用	2人		
定年退職	勤奨退職	自己都合	その他
0人	0人	3人	3人

一般行政職の級別職員数（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職名	主事補	主事	副主幹・主任	主幹	課長補佐	課長
職員数	2人	14人	40人	9人	12人	10人
割合	2.3%	16.1%	46.0%	10.3%	13.8%	11.5%

※鳩山町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数。

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分	部門	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和4年	
一般行政部門	議会	2	2	0
	総務	31	31	0
	税務	10	10	0
	民生	10	10	0
	衛生	12	11	△1
	農林水産	7	7	0
	土木	9	11	2
特別行政部門	教育	20	18	△2
	小計	20	18	△2
普通会計計		101	100	△1
公営企業等会計部門	水道	6	7	1
	その他	13	13	0
	小計	19	20	1
合計		120	120	0

※職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員、組合派遣職員や非常勤職員等は除いています。

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 2年度 人件費率
令和3年度	13,289人	5,980,973千円	971,525千円	16.2%	12.3%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含まず。

職員の平均給料月額と平均年齢（令和4年4月1日）

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	82人	43.1歳	312,801円
特別行政部門	18人	46.6歳	331,739円

職員の初任給（給料月額） 令和4年4月1日現在

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鳩山町	188,700円	160,100円
国	182,200円	150,600円

ラスパイレズ指数の推移（一般行政職）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
96.5%	95.9%	96.7%

職員手当（令和4年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	年間支給割合 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外（原則として） 子 10,000円 その他 6,500円 16歳～22歳加算分 5,000円
住居手当	借家・借間（限度額） 28,000円 交通機関等の利用者（限度額） 55,000円 交通用具使用者（限度額） 31,600円
管理職手当	課長：45,000円 課長補佐：34,000円
地域手当	6%
退職手当	自己都合 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続30年 34.7355月分 40.80375月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分 勤続 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続30年 34.7355月分 40.80375月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間・休日（令和3年度）

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 (うち休憩時間60分)
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)

年次休暇（令和3年度）

制度概要	1年につき20日付与。 残日数は翌年に繰越が可能。 (20日を限度)
------	--

第6次鳩山町総合計画の概要をご紹介します

第3弾

第6次鳩山町総合計画は、本町における全ての行政計画の根幹となる計画です。広報はとやま7月号及び8月号では、総合計画の全体像と、目指す将来像及びそれを実現するための基本目標をご紹介します。

今月号では、基本目標や行政サービスを継続するため、町の存続に重要な事業（経営戦略）をご紹介します。

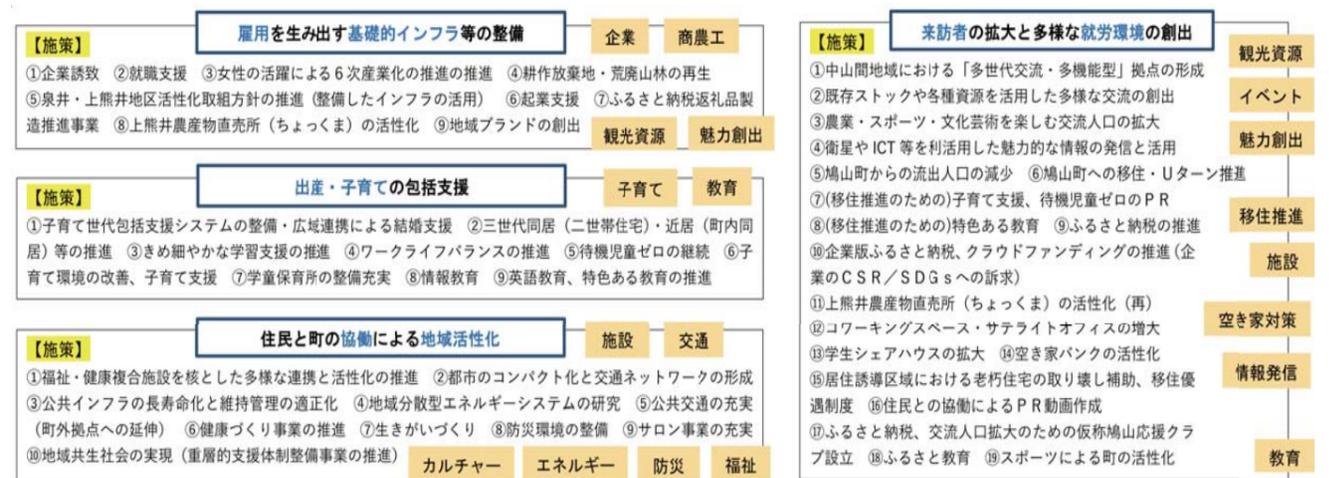
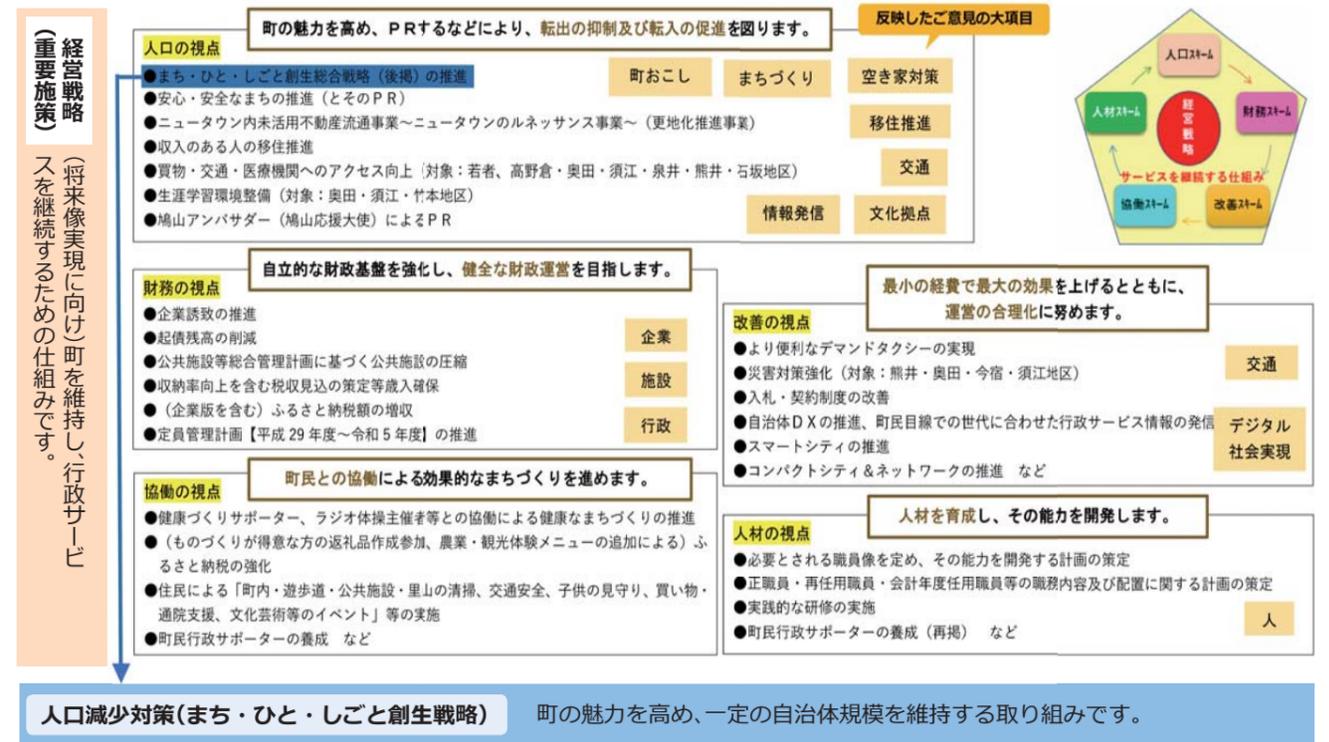
【経営戦略とは】

生産年齢人口が減るなか、安定的に行政サービスを継続するには、自治体という経営体の強化が必要です。そこで、町という経営体を強化するための戦略を、人口の減少を抑制する「人口スキーム」、財政運営を強化する「財政スキーム」、行政の業務を効率化する「改

善スキーム」、町民との協働を進める「協働スキーム」、職員の能力アップによる「人材スキーム」の5つの観点から設定します。そして戦略に関する事業を重要事業とします。

【鳩山町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

自治体に作成の努力義務がある「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、主に人口スキームの面から町を支えるための対策です。そこで、行政サービス及び町を継続するための経営戦略の一機能として、同戦略を第6次総合計画に包含して策定しました。この戦略は町民意識調査のクロス集計結果などを踏まえ、下記のとおり重点目標を明確にしています。



■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

今宿コミュニティセンターの指定管理者を募集します

町では、公共施設の住民サービスの向上と効率的な管理運営を目指すため、今宿コミュニティセンターを管理運営する指定管理者を募集します。

指定管理者の選定にあたっては、応募者の中から最も良い管理運営計画を提示した団体を選ぶ、公募型プロポーザル(提案)方式により選定します。応募方法等は以下のとおりです。



- **管理する施設** 今宿コミュニティセンター
- **指定管理者が行う業務** 今宿コミュニティセンターの管理運営等に関すること
- **指定期間** 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)
- **応募資格** 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営でき、鳩山町のコミュニティ活動の活性化に資する法人その他の団体
- **募集要項の配布** 鳩山町役場総務課
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

- ☎ 049-296-1214 FAX 049-296-2594
- **配布期間** 9月16日(金)～9月30日(金)
※祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時)
- **提出期間** 10月3日(月)～10月14日(金)
※祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時)
※郵送による申請書の提出も可能です。ただし、10月14日(金)必着です。
- **選考方法** 応募書類及び面接審査(11月上旬)により選考し、町議会の議決により決定します。
- **問合せ** 役場総務課 秘書・総務・検査担当
☎ 296-1214



都市計画に関する公聴会を開催します

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

- **日時** 10月26日(水)午後2時から
- **場所** 毛呂山町役場 201 会議室
- **内容**
 - ①毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ②毛呂山・越生都市計画区域区分の変更
- **【都市計画の変更の構想(原案)の閲覧】**
- **閲覧期間** 9月20日(火)～10月4日(火)
※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- **閲覧場所** 埼玉県都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課
- **閲覧内容**
 - ①毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案
 - ②毛呂山・越生都市計画区域区分の変更原案
- **【公述(公聴会で意見を述べる)の申し出】**
- **対象** 毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する

- 個人及び法人
- **提出方法** 10月4日(火)午後5時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、持参または郵送(必着)で、鳩山町まちづくり推進課(〒350-0392)または埼玉県都市計画課(〒330-9301 所在地記入不要)まで。なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。(電子申請届出サービスの詳細については、問合せに記載の埼玉県都市計画課ホームページをご確認ください。)
※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。
※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。
※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。
※傍聴を希望する方は、10月14日(金)以降に鳩山町まちづくり推進課にお問い合わせください。
- **問合せ** 県都市計画課 ☎ 048-830-5341
役場まちづくり推進課 ☎ 296-5893
※変更原案については、9月20日(火)から埼玉県都市計画課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html>)でもご覧になれます。



旧高台寺浄水場売却処分に伴う説明会及びアンケート調査の実施結果について

鳩山町上下水道課では、令和3年3月に策定した「鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画」に基づく、旧高台寺浄水場の売却処分について、近隣住民の意向を把握するため、7月1日(金)から16日(土)にかけて、鳩ヶ丘三丁目地内在住の方に対してアンケート調査を実施しました。

住宅地として整備するとともに、一部を町営駐車場とすご意見のほか、集会所の設置や、景観の維持、旧高台寺浄水場解体時の粉塵、騒音対策等の徹底といったご意見もありました。

町では、今回のアンケートの結果を踏まえて、売却処分に関する具体的な方法等を検討してまいります。

- **問合せ** 役場上下水道課
☎ 296-1228

【アンケート結果】

配布世帯数	251	アンケート回収率 10.4%
アンケート提出数	26	

問1 町民検討委員会の提言に基づいて策定した計画により、町が旧高台寺浄水場を売却処分する場合に考慮してほしいことはありますか。

ない	ある	よくわからない
6	18	2

問2 町は、旧高台寺浄水場の用途を限定して売却処分したいと考えていますが、どのような用途が良いとお考えですか。(複数回答あり)

全域を住宅地	住宅地+町営駐車場	意見なし	その他
7	8	2	14



令和4年就業構造基本調査を実施します

総務省統計局では、令和4年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

調査の結果は、雇用政策や経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

■ **調査目的** 日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

■ **調査対象** 統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約54万世帯で、その世帯に普段住んでいる15歳以上の世帯員、約108万人です。

■ **回答期間** 調査をお願いする世帯には、調査員が調

査票を9月下旬にお届けしますので、10月1日以降に提出をお願いします。

■ **回答方法** 調査員に調査票を提出する方法、郵送で提出する方法、パソコンやスマートフォンを使用してのインターネット回答も可能です。

調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

調査の趣旨・必要性を御理解いただき、ご回答をよろしくをお願いします。

■ **問合せ** 役場総務課 ☎ 296-1214

宝くじの助成金で購入しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。

鳩山ニュータウン町内会連合では、宝くじの助成金を受けて、アルミワイドテントや発電機等のコミュニティ活動備品を購入しました。

■ **問合せ** 役場総務課 ☎ 296-1214





役場政策財政課 会計年度任用職員を募集します

役場政策財政課で会計年度任用職員を以下のとおり募集します。

応募資格	基本的なパソコン操作（word、Excel）ができる方
職務内容	一般事務（書類等の整理、パソコンを使用したデータ入力、問合せの対応など）
勤務期間	令和4年10月3日（月）～令和5年3月31日（金）（週5日）
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分のうち7時間（休憩時間60分）
勤務場所	役場政策財政課内
募集人数	1人
時給	987円（社会保険・雇用保険加入、通勤手当・期末手当支給）
採用の決定	書類・面接により採用者を決定します。
申込期間	9月1日（木）～9月15日（木）
申込方法	申込書（町指定の様式をホームページからダウンロードしてください）を持参の上、役場政策財政課へ申し込みください。
問合せ	役場政策財政課 政策・広報・DX推進担当 ☎ 296-1212



「鳩山町若者生活支援特別給付金」の申請を受け付けています

町では、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等により、様々影響を受けている16歳から22歳までの若者を対象に、経済的な支援をするため、支給対象者1人あたり3万円を支給します。

8月12日（金）に支給対象者に申請書等を郵送いたしましたので、本支給をご希望する場合は申請書を期限までにご提出ください。

■支給対象者 令和4年5月1日現在で鳩山町に住民登録をしている方で、平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

■給付額 1人につき3万円（1回限り）

■提出先 役場町民健康課（庁舎1階）または東出張所 ※受付時間は、祝日及び年末年始を除く月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

■提出物

- ①鳩山町若者生活支援特別給付金申請書（郵送済）
- ②受け取り口座が分かるもの（通帳またはキャッシュカードの写し。口座は支給対象者または保護者名義のものに限ります。）

■申請期限 令和5年2月28日（火）必着

【給付金の税法上の取り扱いについて】

この特別給付金については、所得税法第34条に規定する「一時所得」の収入に該当します。その年中の一時所得が50万円を超える場合は、申告が必要となる場合がありますので、お住まいの住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。

■問合せ 役場町民健康課

☎ 296-5891



「パパ・ママ応援ショップ優待カード」がスマートフォンアプリでも利用できます

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、協賛ステッカーが貼られている店舗などで提示すると、各店舗などが定めた特典（サービス）を受けることができるカードです。紙のカードに加えて、スマートフォンアプリでも利用いただけます。

■利用方法

- ①「ポケットブックまいたまアプリ」をスマートフォンにダウンロードする。
- ②アプリ内で「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得する。
- ③「利用者情報」を入力し、優待カード画像をダウンロードする。

※入力する利用者情報

- ・本人氏名（保護者）、続柄
- ・対象子氏名、生年月日（子の人数分それぞれ入力）

■留意事項

紙の優待カードも引き続き利用できます。なお、協賛店によっては、紙の優待カードでないと利用できない店舗もあります。

■問合せ

【パパ・ママ応援ショップの制度について】

県少子政策課 ☎ 048-830-3343

【紙の優待カードの配布について】

役場町民健康課 ☎ 296-5891

医療費の負担割合の見直しに伴う、2回目の新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担が2割となります。

このため、広報はとやま7月号でお知らせしましたとおり、今年度は右記の日程で2回被保険者証を簡易書留で送付します。有効期限が切れた被保険者証（茶色）は、各自ではさみを入れるなど処分をお願いします。

【後期高齢者医療被保険者証送付時期】

	発送時期	有効期限	被保険者証の色
1回目	7月中旬	令和4年8月1日～ 令和4年9月30日	茶色
2回目	9月中旬	令和4年10月1日～ 令和5年7月31日	ピンク色

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

熱中症対策

熱中症が増えています 予防のためのポイントをお知らせします



熱中症アラートを活用しましょう

【アラート発表時には】

- ・エアコンを適切に使用しましょう
- ・不要不急の外出は避けましょう
- ・外での運動は、原則中止または延期しましょう
- ・高齢者等に声をかけましょう
- ・のどが渇く前に水分補給をしましょう

「熱中症警戒アラート」は、環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。



▲友だち追加はこちら



エアコンをしっかりと使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- ・無理な切電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- ・日中は、すだれなどで日差しを和らげるなど、上手に使いましょう



屋外ではマスクを外しましょう

- ・熱中症を防ぐために屋外ではマスクを外しましょう ※近距離（2mが目安）で会話をするときはマスクの着用を
- ・特に運動時には、忘れずにマスクを外しましょう



停電時など、どうしてもエアコンが使えないときには

- ・日光を遮り、風通しをよくしましょう
- ・濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- ・できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- ・停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう